

大和市告示第55号

大和私立幼稚園教職員研修費及び運営管理費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和私立幼稚園教職員研修費及び運営管理費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和私立幼稚園教職員研修費及び運営管理費補助金交付要綱（平成21年大和市告示第213号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和市私立幼稚園等職員研修費及び運営管理費補助金交付要綱

第1条中「学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項の規定により、本市内に設置された私立幼稚園（以下「私立幼稚園」という。）」を「市内に設置された私立幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項第3号に規定する私立の幼稚園をいう。）及び認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。）（以下「私立幼稚園等」という。）」に、「教員」を「職員」に改める。

第2条中「私立幼稚園」を「私立幼稚園等」に、「教員」を「職員」に改める。

第3条中「私立幼稚園」を「私立幼稚園等」に改め、「当該年度の予算の範囲内で」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、私立幼稚園等が子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援に係る研修を行う場合の補助金の額は、私立幼稚園等1園当たり300,000円を上限として、市長が必要と認める額とする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。